

# 北九州市公報

発行所

北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目次

告示 ページ

道路の区域変更【建設局総務部管理課】	172
北九州市森林整備計画の案の縦覧【産業経済局農林水産部農林課】	173

## 北九州市告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年1月31日

北九州市長 北橋健治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
5978	横代南 町山手 1号線	前	北九州市小倉南区隱裏3 78番3地先から 北九州市小倉南区隱裏2 63番地先まで	22.0 ( 23.9	25.3
		後	北九州市小倉南区隱裏3 79番2地先から 北九州市小倉南区隱裏2 63番地先まで	22.0 ( 28.3	25.3

## 北九州市告示第17号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定に基づき市町村森林整備計画を立てたいので、同法第10条の5第5項の規定により次のとおり公告し、北九州市森林整備計画の案を、告示の日から30日間北九州市産業経済局農林水産部農林課において、一般の縦覧に供する。

なお、北九州市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、北九州市長に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成24年1月31日

北九州市長 北橋健治